

1月11日（木）にポートモレスビー全域に対して発令された非常事態宣言内容に関し、13日（土）、警察より規制の全容が公表されました。、規制内容は以下の全5項目となっております。

- 1 礼拝、葬儀の場合を除く公の場における集会の禁止
- 2 検問所の設置及び身体拘束・財産没収等警察の個人に対する捜査権限強化
- 3 酒類の販売・消費の規制（10AM～10PMの間、認可された場所においてのみ可）
- 4 商品・サービス価格つり上げの禁止（小売業者に対する規制）
- 5 市内ロックダウンや外出禁止令は適用されない

非常事態宣言全文につきましては当館ホームページ（参照：<https://www.png.emb-japan.go.jp/files/100606665.pdf>）へ掲載させて頂いておりますので、各規制の詳細についてはこちらからご確認ください。

ポートモレスビーの治安は落ち着いている状況ではありますが、皆様におかれましては引き続き最新の治安情報入手に努め、細心の注意を払って行動していただくようお願いいたします。

※このメールは在留届、たびレジに登録されたメールアドレスに配信されております。

※災害や騒乱等が発生した際、ご家族、ご友人、同僚を守るため、一人でも多くの方に安全対策に関する情報が届くよう、在留届（3か月以上の滞在）の届出、又はたびレジ（3か月未満の滞在）の登録を、お知り合いの方や出張者・旅行者にご案内いただけますようお願いいたします。

（在留届）

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

（たびレジ）

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

※ 「在留届」の変更は以下の URL から手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

※ 「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下の URL から手続きをお願いいたします。

（変更） <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

（停止） <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

【お問い合わせ先】

在パプアニューギニア日本国大使館

住所 : Godwit Road, Waigani, Port Moresby, NCD, Papua New Guinea

電話 (+675) 321-1800

E-mail : sceo.j@pm.mofa.go.jp

ホームページ : <http://www.png.emb-japan.go.jp/j/index.html>